

提供日 2026/10/09
タイトル 静岡県国民健康保険運営方針（中間見直し案）について意見を募集します
担当 健康福祉部 健康局国民健康保険課
連絡先 事業運営班
TEL 054-221-2333



静岡県国民健康保険運営方針（中間見直し案）について意見を募集します

県では、国民健康保険（国保）の安定的な財政運営や国保事業の広域化、効率化の推進を図るため、国民健康保険法に基づき静岡県国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度以降、市町とともに国保の運営を行っています。

現方針の対象期間は、2024（令和6）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの6年間で、2027（令和9）年度に中間見直しを行うとしていることから、これを行うこととしました。この中間見直し案の内容について、県民の皆様から広く意見を募集します。

1 意見募集期間

令和8年10月9日（金）から令和8年11月6日（金）まで

2 計画案の閲覧方法

インターネットで閲覧。

静岡県ホームページ「県民意見提出手続き（パブリックコメント）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/johokokai/1002310/1067293/index.html>

3 意見提出方法・提出先

- ・持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。
- ・電話等による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- ・いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。

（1）持参又は郵送の場合

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課（県庁西館4階）

※郵送の場合は11月6日当日消印有効

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（「静岡県の休日定める条例」第1条第1号各号に定める休日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く）

（2）ファクシミリの場合

054-221-3291（国民健康保険課）

（３）電子メールの場合

kokuho@pref.shizuoka.lg.jp

4 留意事項

- ・いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページ等でお示しします。
- ・意見を提出された方、お一人ひとりに回答はいたしませんので御了承ください。
- ・パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。

5 問合せ先

静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課事業運営班（電話番号：054-221-2333）